

さいたま地方裁判所規程第2号

改正令和7年1月10日付け応急措置
改正令和7年2月26日付け応急措置
改正令和7年3月18日付け規程第1号
改正令和7年5月16日付け応急措置
改正令和7年5月30日付け応急措置
改正令和7年6月27日付け応急措置
改正令和7年7月17日付け応急措置
改正令和7年7月25日付け応急措置
改正令和7年8月1日付け応急措置
改正令和7年12月4日付け応急措置
改正令和7年12月19日付け規程第2号

さいたま地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和7年度における事務分配等に関する規程を別紙のように定める。

令和6年12月18日

さいたま地方裁判所

附 則（令和7年1月10日付け応急措置）
この応急措置は、令和7年1月16日から施行する。

附 則（令和7年2月26日付け応急措置）
この応急措置は、第1項及び第2項については令和7年2月27日から、第3項については同年3月1日から、それぞれ施行する。

附 則（令和7年3月18日付け規程第1号）
この規程のうち、第1項については令和7年3月25日から、第2項については同年3月31日から、第3項から第9項までについては同年4月1日から、第10項から第15項までについては同年6月1日からそれぞれ施行する。

附 則（令和7年5月16日付け応急措置）
この応急措置は、令和7年5月19日から施行する。

附 則（令和7年5月30日付け応急措置）
この応急措置は、第1項（1）については令和7年3月18日から、第1項（2）から（5）までについては同年5月30日から、第2項については同年6月3日からそれぞれ施行する。

附 則（令和7年6月27日付け応急措置）
この応急措置は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7年7月17日付け応急措置）
この応急措置は、第1項については令和7年7月22日から、第2項については同月29日から、それぞれ施行する。

附 則（令和7年7月25日付け応急措置）
この応急措置は、令和7年8月1日から施行する。

附 則（令和7年8月1日付け応急措置）
この応急措置は、令和7年8月9日から施行する。

附 則（令和7年12月4日付け応急措置）
この応急措置は、令和7年12月16日から施行する。

附 則（令和7年12月19日付け規程第2号）
この規程のうち、第1項及び第2項については令和7年12月28日から、第3項については同年12月31日からそれぞれ施行する。

(別紙)

さいたま地方裁判所及び管内簡易裁判所の
令和7年度における事務分配等に関する規程

令和6年12月18日

さいたま地方裁判所規程第2号

さいたま地方裁判所

目 次

第1章 総則（第1条―第5条）		1
第2章 本庁		
第1節 部の設置及び裁判官の配置（第6条）		2
第2節 民事部の裁判事務の分配及び開廷の日割り（第7条―第9条）		2
第3節 刑事部の裁判事務の分配及び開廷の日割り（第10条―第16条）		3
第4節 裁判事務の代理順序（第17条）		7
第3章 川越支部（第18条―第21条）		7
第4章 越谷支部、熊谷支部及び秩父支部（第22条―第23条）		8
第5章 管内簡易裁判所（第24条―第25条）		8
第6章 司法行政事務の代理順序（第26条）		9
別表		10

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、令和7年度におけるさいたま地方裁判所の本庁（以下「本庁」という。）及び支部（以下「支部」という。）並びに管内簡易裁判所の部の設置、裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷の日割り並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序について定める。

(本庁の部及び支部の裁判事務の分配)

第2条 本庁の部及び支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、この規程に定めるもののほか、当該部又は支部において定めるところによる。

(所長の特別措置)

第3条 この規程によって事件を配付することができず、又はこの規程の定めるところにより事件を配付することが著しく相当でない場合において、特に急を要するときは、所長が当該事件を配付する部又は裁判官を指定することができる。

2 この規程に定める裁判事務の代理をする裁判官がその代理をすることができないとき又は困難であるときは、所長が当該裁判事務を代理する裁判官を指定することができる。

3 所長は、前2項の規定による指定をしたときは、次の裁判官会議において承認を求めなければならない。

4 所長は、研さんのため、新任判事補にその配属された部の事務以外の事務を行わせることができる。

(調停主任等)

第4条 調停事件を担当することとなる裁判官又は民事調停官を調停事件の調停主任とする。

2 労働審判事件を担当することとなる裁判官を労働審判事件の労働審判官とする。

(令状事件等の当番表の作成準則)

第5条 所長は、刑事訴訟法等の規定による逮捕状その他の令状の発付等に係る事件（行政取締法規に基づく臨検等の許可状請求事件及び児童福祉法に基づく一時保護状の請求事件を含み、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織犯罪処罰法」という。）第6章及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第6章に基づく令状請求事件を除く。以下「令状事件」という。）、被疑者及び第1回公判期日前の被告人の勾留に関する処分に係る事件並びに被疑者の国選弁護に係る事務処理の当番表を作成するための準則を定める。

- 2 所長及び熊谷支部長は、前項の準則に基づき、当番表を作成する。
- 3 所長は、第1項の準則を改定する際には、令状当番表改定委員会の意見を聞くものとする。
- 4 令状当番表改定委員会の構成等は、別に定めるところによる。

第2章 本庁

第1節 部の設置及び裁判官の配置

第6条 本庁に設置する部は、別表第1の「部」欄に掲げる各部（以下「民事部」と総称する。）及び別表第2の「部」欄に掲げる各部（以下「刑事部」と総称する。）とし、その各部に別表第1及び別表第2の各「裁判官の配置」欄に掲げる裁判官を配置する。

第2節 民事部の裁判事務の分配及び開廷の日割り

（裁判事務の分配）

第7条 民事部の裁判事務の分配は、別表第1のとおりとし、同表の「事務」欄に掲げる事件は、受理の順序に従い、同表の定めるところによって各部に配付する。ただし、事情により民事部の裁判事務の分配を一定期間に限り変更する必要がある場合において、その変更をするために民事部の関係各部の裁判官又は部の事務を総括する裁判官（以下「部総括裁判官」という。）の各全員の同意を得て所長が事件の配付を変更すべき部を指定したときは、その指定による。

- 2 各部は、前項の規定により配付された事件について、別表第1の「担当裁判官」欄に掲げる各裁判官に配付する。ただし、前項ただし書の場合には、その指定による。

3 前2項の規定にかかわらず、再審事件、上告提起事件、控訴提起事件及び抗告提起事件並びにこれらに付随する執行停止事件は原裁判をした部に、手形訴訟及び小切手訴訟の終局判決に対する異議事件及びこれに付随する執行停止事件は当該手形訴訟及び小切手訴訟の終局判決をした部に、本案事件に関する各種申立て及び参加申出等の事件は本案事件の配付を受けた部に、既済事件に関する執行文付与に関する事件及びこれに付随する執行停止事件その他の申立事件はその既済事件の完結時に係属していた部に、民事調停法第20条第1項の規定により受訴裁判所が自ら処理するものとして調停に付した場合の調停事件はその調停に付した部にそれぞれ配付する。

ただし、別表第1において特例が定められている場合には、その特例による。

(事件の配付替え及び配付の調整)

第8条 一の部に配付された事件について、民事部の他の部に配付された事件と関連があること等により当該他の部において処理するのを相当とする場合には、当該部の申出に基づき、関係各部の裁判官又は部総括裁判官の各全員の協議により、その事件を当該他の部に配付替えすることができる。

2 前条第1項の規定により配付された事件につき前項の規定により事件の配付替えをしたときは、配付替えを受けた部に対して配付替えののち最初に配付する新受事件（ただし、前条第3項に定める事件を除く。）によって、別表第1の事件の配付割合に適合するよう事件の配付の調整をする。

(開廷の日割り)

第9条 民事部の開廷の日割りは、別表第1の「開廷曜日」欄及び別表第3のとおりとする。ただし、これと異なる曜日に開廷する必要がある場合には、所長の承認を得て、これと異なる曜日に開廷することができる。

第3節 刑事部の裁判事務の分配及び開廷の日割り

(定義)

第10条 この節（別表第2を含む。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 裁判員対象事件 公判請求事件のうち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第2条第1項に掲げる事件をいう。
- 二 法定合議事件 公判請求事件のうち、裁判員対象事件でない法定合議事件をいう。
- 三 単独事件 公判請求事件のうち、裁判員対象事件及び法定合議事件以外のものをいう。

四 裁定合議事件 単独事件のうち、当該事件の配付を受けた部又は裁判官からの申出に基づき、刑事部の裁定合議委員会において合議体が審理及び裁判をするのを相当とするとの決定をしたものをいう。

五 即決裁判事件 単独事件のうち、刑事訴訟法第350条の16の規定による即決裁判手続の申立てがあった事件をいう。

六 入通院処遇事件 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第33条第1項の規定による申立てに係る事件をいう。

七 付随処遇事件 医療観察法に規定する申立てに係る処遇事件のうち入通院処遇事件を除いたもの

八 競合調整事件 医療観察法76条第1項、第2項に規定する申立てに係る事件

（裁判事務の分配）

第11条 刑事部の裁判事務の分配は、別表第2のとおりとし、同表の「事務」欄に掲げる事件は、受理の順序に従い、同表の定めるところによって各部に配付する。この場合において、2以上の事件が1通の起訴状により公訴提起されたときは、それらの事件のうち、裁判員対象事件、法定合議事件及び単独事件の順序に従い、その最も先に掲げた事件1件として配付する。

2 前項の規定にかかわらず、即決裁判事件は所長があらかじめ定める即決裁判手続期日及び当番表に従い、その期日を担当する部に、再審事件（再審の審判事件を含む。）及び刑事訴訟法第350条の刑決定請求事件は原裁判をした裁判官が所属した部（ただし、当該部に配付することができないときは、所長の定める他の部）に、公判請求事件に付随する雑事件等でこの規程に特別の定めのないものは当該公判請求事件を担当する部にそれぞれ配付する。

3 各部は、第1項の規定により配付を受けた事件については、別表第2の「担当裁判官」欄に掲げる裁判官に、配付する。ただし、裁判員対象事件の配付を受けた部において、裁判員法第2条第3項の決定をしたときは、当該部の部総括裁判官が当該事件を担当する。

4 各部は、第2項の規定により配付を受けた事件のうち、即決裁判事件については当該部の部総括裁判官（ただし、部総括裁判官に支障のあるときは、当該部の他の裁判官）に、その他の事件については関係事件を担当する裁判官にそれぞれ配付する。

5 第7条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定は、事情により刑事部の裁判事務の分配を一定期間に限り変更する必要がある場合について準用する。

（関連事件の配付、配付替え及び配付の調整）

第12条 前条第1項及び第5項の規定にかかわらず、当該事件を既に起訴した同一被告人に対する他の事件と併合して審理されたい旨の表示が起訴状に付された事件は当該他の事件を担当する裁判官の所属する部に、別表第2の別記3から5までに掲げる事件は別記において定めるところによりそれぞれ配付をし、各部は、これに従い配付された事件を担当する裁判官に配付する。

2 一の部に配付された事件について、その部の裁判官が勾留等の処分をしたこと等により刑事部の他の部において処理するのを相当とする場合には、当該部の申出に基づき、関係各部の裁判官又は部総括裁判官の各全員の協議により、その事件を当該他の部に配付替えすることができる。

3 裁判官（合議体を含む。以下この項において同じ。）を異にして配付された数個の事件が相互に関連し、併せて処理するのを相当とするときは、関係裁判官の協議により、一の裁判官がこれを併せて担当することとし、その事件を他の部又は他の裁判官に配付替えすることができる。

4 次の各号に掲げる場合には、その直後に受理した新件によって、別表第2の事件の配付割合に適合するよう事件の配付の調整をする。

一 前3項の規定により事件の配付又は配付替えをした場合

二 単独事件が裁定合議事件となった場合。この場合においては、当該事件の配付を受けていた部又は裁判官につき、裁定合議委員会の決定があった時に、裁定合議事件としての配付がされ、単独事件が除かれるものとする。

三 2以上の裁判員対象事件又は裁判員対象事件と法定合議事件若しくは単独事件とが1通の起訴状により公訴提起された場合において、1又は2以上の被告事件ごとに、弁論が分離され、又は裁判員法第71条の規定による決定（以下「区分審理決定」という。）があったとき。この場合においては、分離された弁論又は区分事件ごとに、その事件の種類に応じて新たに1件の事件が配付されたものとみなす。ただし、区分事件となった法定合議事件又は単独事件が裁判員の参加した合議体で審理されるときは、裁判員対象事件として配付がされたものとする。

四 法定合議事件又は単独事件の弁論が別の起訴状により公訴提起された裁判員対象事件の弁論に併合された後、区分審理決定があった場合において、当該法定合議事件又は単独事件が裁判員の参加した合議体で審理されるとき。この場合においては、当該区分事件ごとに、裁判員対象事件として配付がされたものとする。

五 罰条が撤回され、又は変更されることにより裁判員対象事件に該当しなくなった場合において、当該事件が1人の裁判官又は裁判官の合議体で審理される。この場合においては、裁判員対象事件が除かれ、法定合議事件又は単独事件の配付がされたものとする。

(入通院処遇事件等)

第13条 第11条の規定にかかわらず、入通院処遇事件のうち対象行為について刑事部の部による確定裁判を経ているものは、当該部に配付する。

2 前項の規定により事件の配付をしたときは、その直後に受理した新件によって別表第2の事件の配付割合に適合するよう事件の配付の調整をする。

(付随处遇事件及び競合調整事件)

第14条 第11条の規定にかかわらず、付随处遇事件及び競合調整事件のうち、刑事部の部が同一の対象者に係る入通院処遇事件又は先行する付随处遇事件の決定をしているものは、直近にその決定をした部に配付する。

2 前項の規定により事件の配付をしたときは、その直後に受理した第10条の規定により配付すべき付随处遇事件又は競合調整事件の新件によって別表第2の事件の配付割合に適合するよう事件の配付の調整をする。

(開廷の日割り)

第15条 刑事部の開廷の日割りは、別表第2の「開廷曜日」欄及び別表第3のとおりとする。ただし、これと異なる曜日に開廷する必要がある場合には、所長の承認を得て、これと異なる曜日に開廷することができる。

(令状事件等)

第16条 令状事件（地方裁判所に請求できない事件を除く。）、被疑者及び第1回公判期日前の被告人の勾留に関する処分に係る事件並びに被疑者の国選弁護に係る事務処理は、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、さいたま地方裁判所に補職されている判事及び判事補（熊谷支部及び秩父支部に勤務する者を除く。）に配付する。

2 執務時間外において前項の各事件及び事務処理を担当する裁判官は、執務時間外における管内各支部の被疑者の国選弁護に係る事務処理（年末年始及びそれに接着する閉庁日以外の日については、熊谷支部及び秩父支部の事件を除く。）をも担当する。

3 前項の裁判官は、緊急を要するときは、執務時間外における裁判官の権限によって処理すべき犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）上の傍受の原記録の保管事務及びこれに随伴する事務（本庁管内各支部において取り扱うべき事務を含む。）を代理して処理する。

第4節 裁判事務の代理順序

第17条 各部の裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、その部の他の裁判官が当該部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理をすることができないとき又は困難であるときは、別表第4に定めた部の裁判官が代理する。

第3章 川越支部

(部の設置及び裁判官の配置)

第18条 川越支部に設置する部は、別表第5の「部」欄に掲げる各部とし、その各部に同表の「裁判官の配置」欄に掲げる裁判官を配置する。

(裁判事務の分配等)

第19条 川越支部の裁判事務の分配は、別表第5のとおりとし、同表の「事務」に掲げる事件は、同表の定めるところによって各部に配付する。

2 各部は、前項の規定により配付された事件について、別表第5の「担当裁判官」欄に掲げる各裁判官に配付する。

3 第7条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項本文並びに第8条の規定は民事事件の配付又は配付替えにつき、第11条第2項、第4項（即決裁判事件に関する部分を除く。）及び第5項並びに第12条第1項（別表第2に係る部分を除く。）から第3項まで並びに第4項第1号及び第2号は刑事事件の配付又は配付替えにつき準用する。この場合において、各規定中「民事部」とあるのは「川越支部」と、「部」又は「裁判官の所属する部」とあるのは「裁判官」と、「他の部」とあるのは「他の裁判官」と、「当該部」とあるのは「当該裁判官」と、「関係各部の裁判官又は関係各部の部総括裁判官」とあるのは「関係裁判官」と、「裁定合議委員会の決定があった時」とあるのは「合議体で審理及び裁判をする旨の決定があった時」と、「所長」とあるのは「支部長」と、「別表第2」とあるのは「別表第5」とそれぞれ読み替えるものとする。

(開廷の日割り)

第20条 各部の開廷の日割りは、別表第5の「開廷曜日」欄のとおりとする。

(裁判事務の代理順序)

第21条 担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、その部の他の裁判官が当該部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理をすることができないとき又は困難であるときは、支部長の定めるところにより、他の部の裁判官が代理する。

第4章 越谷支部、熊谷支部及び秩父支部

(裁判事務の分配等)

第22条 越谷支部、熊谷支部及び秩父支部の裁判官の配置及び裁判事務の分配は、別表第6のとおりとし、各支部においては、同表の「事務」欄に掲げる事件を、同表の定めるところによって各裁判官に配付する。

2 第19条第3項の規定（越谷支部につき、第12条第4項第2号を準用する部分を除く。）は、越谷支部及び熊谷支部の事件の配付又は配付替えにつき準用する。この場合において、「別表第5」とあるのは、「別表第6」と読み替えるものとする。

3 越谷支部、熊谷支部及び秩父支部の開廷の日割りは、別表第7のとおりとする。

(裁判事務の代理順序)

第23条 越谷支部又は熊谷支部の裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、その支部の他の裁判官が当該支部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理をすることができないとき又は困難であるときは、その支部の支部長の定めるところにより、その支部の他の裁判官が代理する。

2 秩父支部の裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、熊谷支部の支部長の定めるところにより、同支部の裁判官が代理する。

第5章 管内簡易裁判所

(裁判事務の分配等)

第24条 管内簡易裁判所の裁判官の配置及び裁判事務の分配は、別表第8のとおりとし、各簡易裁判所においては、同表の「事務」欄に掲げる事件を、同表の定めるところによって各裁判官に配付する。

2 第19条第3項の規定（第12条第4項第2号を準用する部分を除く。）は、裁判官が2人以上配置されている簡易裁判所における事件の配付又は配付替えにつき準用する。この場合において、「川越支部」とあるのは「各簡易裁判所」と、「支部長」とあるのは「所長」と、「別表第5」とあるのは、「別表第8」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 管内簡易裁判所の開廷の日割りは、別表第9のとおりとする。

(裁判事務の代理順序)

第25条 裁判官が2人以上配置されている簡易裁判所において、裁判官に差し支えのある場合には、その裁判事務は、その簡易裁判所の他の裁判官が当該簡易裁判所においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理をすることができないとき又は困難であるときは、当該簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官が代理する。これによることができないときは、別表第10に定める簡易裁判所の裁判官が代理する。

2 1人の裁判官が配置されている簡易裁判所において、裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、別表第10に定める簡易裁判所の裁判官が代理する。

第6章 司法行政事務の代理順序

第26条 所長に差し支えのあるときは、別表第11に定める裁判官がその事務を代理する。

2 本庁の部総括裁判官に差し支えのあるときは、その事務は、その部に所属する裁判官が別表第1又は別表第2の「裁判官の配置」欄に記載した特例判事補までの順序により代理する。

3 川越支部の支部長に差し支えのあるときは、別表第12に定める裁判官がその事務を代理し、同支部の部総括裁判官に差し支えのあるときは、その事務は、その部に所属する裁判官が別表第5の「裁判官の配置」欄に記載した特例判事補までの順序により代理する。

4 越谷支部又は熊谷支部の支部長に差し支えのあるときは、その事務は、その支部に所属する裁判官が別表第6の「裁判官の配置」欄に記載した順序により代理する。

5 秩父支部の支部長に差し支えのあるときは、その事務は、熊谷支部に所属する裁判官が別表第6の「裁判官の配置」欄に記載した順序により代理する。

6 管内簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、その事務は、その庁の他の裁判官が別表第8の「裁判官の配置」欄に記載した順序により代理する。

7 裁判官が1人配置されている簡易裁判所において、その裁判官に差し支えのあるときは、その事務は、その裁判官の裁判事務を代理する裁判官が代理する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

事務分配別表一覧

- 別表第1 … 民事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り
- 別表第2 … 刑事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り
- 別表第3 … 本庁の開廷日割り
- 別表第4 … 本庁における裁判事務を代理すべき裁判官の定め
- 別表第5 … 川越支部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り
- 別表第6 … 越谷支部、熊谷支部及び秩父支部の裁判官の配置及び裁判事務の分配
- 別表第7 … 越谷支部、熊谷支部及び秩父支部の開廷の日割り
- 別表第8 … 管内簡易裁判所の裁判官の配置及び裁判事務の分配
- 別表第9 … 管内簡易裁判所の開廷の日割り
- 別表第10 … 管内簡易裁判所の裁判事務の代理順序
- 別表第11 … 所長に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序
- 別表第12 … 川越支部の支部長に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

別表第1 民事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

部	裁判官の配置	事 務	担当裁判官	開廷曜日
第1民事部	判事(総) 桃 崎 剛 (兼)判事 眞 鍋 美穂子 判事 鈴 木 敦 士 判事 川 嶋 彩 子 判事補 平 田 裕 人	1 民事法定合議事件(医事関係事件(別記2の事件)、知的財産権事件、独占禁止事件及び労働関係民事通常訴訟事件(別記5(1)①の事件)の各控訴事件並びに3の事件を除く。)の5分の1	桃 崎 剛 眞 鍋 美穂子 鈴 木 敦 士 川 嶋 彩 子 平 田 裕 人	木
		2 この部において合議体で裁判をする旨の決定をした民事事件		
		3 民事部の他の部の裁判官に対する除斥、忌避事件及び越谷支部又は管内簡易裁判所(川越支部、熊谷支部及び秩父支部の管内の簡易裁判所を除く。以下「本庁管内簡易裁判所」という。)の裁判官に対する民事事件に関する除斥、忌避事件の各6分の1		
		4 民事部の他の部及び越谷支部の民事調停法9条2項による除斥事件、同法23条の4第3項による除斥、忌避事件の各6分の1		
		5 証拠保全(起訴前の証拠保全に限る。)、訴え提起前における証拠収集処分、仲裁事件(仲裁法12条2項、35条1項、44条1項、46条1項、47条1項及び49条1項の申立てに係るものに限る。)、特定和解の執行決定事件及び共助事件の各5分の1		
第2民事部	判事(総) 関 根 規 夫 判事 佐 藤 拓 海 判事補 中 村 暢 明 判事補 中 本 裕 子	6 医事関係事件の控訴事件	第1係 桃 崎 剛 眞 鍋 美穂子 第2係 鈴 木 敦 士 第3係 川 嶋 彩 子	火 月・水 水
		7 民事通常事件(医事関係事件、労働関係事件(別記5(1)の事件)、知的財産権事件、独占禁止事件並びに手形訴訟及び小切手訴訟の終局判決に対する異議事件を除く。)及び手形小切手事件各110分の17		
		8 医事関係事件		
		1～5 第1民事部の1から5までに同じ。		
		6 第1民事部の7に定める事件の各110分の22		
			関 根 規 夫 佐 藤 拓 海 中 村 暢 明	水
			第1係 関 根 規 夫 第2係 佐 藤 拓 海 第3係 中 村 暢 明	金 火・金 月・木

[illegible]

第5民事部	判事（総） 鈴木 尚 久	1～5 第1民事部の1から5までに同じ。	鈴木 尚 久	金
	判事 田 中 邦 治	6 労働関係民事通常訴訟事件の控訴事件	鈴 木 尚 久	火
	判事 岡 田 紀 彦	7 労働仮処分関係事件	田 中 邦 治	火・木
	判事 長 妻 彩 子		岡 田 紀 彦	月・水
	判事補 宮 本 由 梨花		長 妻 彩 子	火・木
第6民事部		8 第1民事部の7に定める事件の各110分の30	第1係 鈴木 尚 久	火
		9 労働仮処分関係事件及び労働審判事件を除く労働関係事件	第2係 田 中 邦 治	火・木
			第3係 長 妻 彩 子	月・水
			第4係 岡 田 紀 彦	火・木
		10 労働審判事件	第1係 鈴木 尚 久	随時
第6民事部			第2係 田 中 邦 治	
			第3係 長 妻 彩 子	
			第4係 岡 田 紀 彦	
	判事（総） 鈴木 和 典	1～5 第1民事部の1から5までに同じ。	鈴木 和 典	金
	判事 遠 田 真 嗣		鈴 木 和 典	火
第6民事部	判事 高 田 美紗子	6 第1民事部の7に定める事件の各110分の22	第1係 高 田 美紗子	月・水
	判事補 高 橋 粒		第2係 鈴木 和 典	火
			第3係 遠 田 真 嗣	火・木

別 記

- 1 民事通常事件及び控訴事件において、当事者の数が10を超えるときは、10を超えるごとに1件を加算した事件の配付があったものとみなす。ただし、当事者の数が100を超えるときは、所長及び民事部の各部の事務を総括する裁判官の協議により、配付があったものとみなされる事件の数を増減することができる。
- 2 医事関係事件（医師又は歯科医師及び医療補助者の患者に対する診断、検査、注射、治療、手術、麻酔、管理等の医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件（債務不存在確認請求事件を含む。）をいう。）は、1件につき、第1民事部の7に定める民事通常事件（以下、単に「民事通常事件」という。）4件の配付があったものとみなす（ただし、本訴事件を民事通常事件4件の配付があったものとみなした事件の反訴事件を除く。）。
医事関係事件の控訴事件は、1件につき、民事通常控訴事件（民事控訴事件のうち、第1民事部の1のかっこ書きに掲げる各控訴事件を除いたものをいう。以下同じ。）1件及び民事通常事件3件の配付があったものとみなす。
- 3 行政事件のうち、行政訴訟事件並びに行政雑事件のうち、執行停止事件、仮の義務付け事件及び仮の差止め事件は、1件につき、民事通常事件4件の配付があったものとみなす（ただし、本訴事件を民事通常事件4件の配付があったものとみなした事件の反訴事件を除く。）。
- 4 知的財産権事件及び独占禁止事件は、1件につき、民事通常事件1件の、知的財産権及び独占禁止事件の各控訴事件は、1件につき、民事通常控訴事件1件の、それぞれ配付があったものとみなす。

5(1) 労働関係事件は次のとおりとする。

① 労働関係民事通常訴訟事件

ア 労働契約関係の存否に関する請求

イ 賃金請求権その他労働契約関係又は就業規則に基づく権利関係に関する請求

ウ 労働協約その他労使間の協定に基づく権利関係に関する請求

エ 争議行為その他労働者の団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求

オ 労働組合員の地位の得喪又は組合員の権利義務に関する請求

カ 労働組合その他労働者の団体の組織、運営又は財産に関する請求

キ 労働者の災害補償に関する請求（安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求（いわゆるパワー・ハラスメントを理由とするものを含む。）を除く。）

ク その他労働関係若しくは労働者の団体若しくは団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求（いわゆるセクシャル・ハラスメントを理由とする安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求を含む。）

② 公務員を当事者とする訴訟事件で、前記①に掲げる訴訟事件と同種のもの

③ 労働組合法第27条の19第1項に規定する労働委員会の命令の取消しを求める行政訴訟事件

④ 労働仮処分関係事件（前記①又は②に掲げる事件に関する訴訟事件を本案とする仮処分事件（仮処分命令に対する異議・取消しの事件を含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件

⑤ 労働審判事件

⑥ ⑤から訴訟手続に移行した事件

⑦ 労働組合法第27条の20に規定する緊急命令事件

⑧ 労働組合法第32条から第32条の4までに規定する過料事件

⑨ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第33条に規定する過料事件

⑩ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第31条に規定する過料事件

(2) (1)の労働関係事件のうち、④の事件、⑤の事件及び⑥の事件は、2件につき、民事通常事件3件の配付があったものとみなし、その他の労働関係事件は、1件につき、民事通常事件3件の配付があったものとみなす（ただし、本訴事件を民事通常事件3件の配付があったものとみなした事件の反訴事件を除く。）。

なお、労働関係民事通常訴訟事件の控訴事件は、1件につき、民事通常控訴事件1件及び民事通常事件2件の配付があったものとみなす。

6 （第7条第3項関係）再審事件及びこれに付随する執行停止事件のうち、医事関係事件は第1民事部に、人事事件は第3民事部に、行政事件、知的財産権事件及び独占禁止事件は第4民事部にそれぞれ配付する。

別表第2 刑事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

部	裁判官の配置	事 務	担当裁判官	開廷曜日
第1刑事部	判事（総）	1 裁判員対象事件の5分の1	佐 伯 恒 治 藤 田 まり絵 岸 健 司	月・水
	判事補	2 法定合議事件の5分の1		
	判事補	3 裁定合議事件の5分の1		
	判事補	4 この部において合議体で審判をする旨の決定をした事件		
	判事補	5 刑事部の他の部又は川越支部若しくは熊谷支部に係る事件の差戻事件（合議）の5分の1		
	判事補	6 刑事部の他の部の裁判官に対する刑事事件に関する忌避、回避事件及び越谷支部、本庁管内簡易裁判所又は越谷簡易裁判所の裁判官に対する刑事事件に関する忌避、回避事件の5分の1		
	判事補	7 刑事部の他の部に配付された裁判員対象事件に関する裁判員法第3条第1項に基づく除外決定請求等事件、同法第35条第1項、第42条第1項又は第94条第1項に基づく異議申立事件及び同法第41条第2項又は同法第43条第2項に基づく裁判員等解任請求等事件の各5分の1		
	判事補	8 本庁の裁判官（支部の裁判官が当番表によりした場合を含む。）、越谷支部の裁判官、本庁管内簡易裁判所の裁判官（支部管内簡易裁判所の裁判官が当番表によりした場合を含む。）又は越谷簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件（同条の例によるとされる不服申立事件を含む。）の5分の1		
	判事補	9 刑事訴訟法第262条の付審判請求事件の5分の1		
	判事補	10 この部の裁判官が医療観察法第41条第1項の決定をした事件		
		11 刑事部の他の部の裁判官がした鑑定入院命令に対する不服申立て事件の5分の1	第1係 佐 伯 恒 治 第2係 藤 田 まり絵	火 木
		12 刑事部の他の部がした鑑定入院命令又は鑑定入院命令の期間延長に対する異議申立て事件の5分の1		
		13 本庁の裁判官（支部の裁判官が当番表によりした場合を含む。）、越谷支部の裁判官、本庁管内簡易裁判所の裁判官（支部管内簡易裁判所の裁判官が当番表によりした場合を含む。）又は越谷簡易裁判所の裁判官がした児童福祉法による一時保護状請求却下の裁判に対する同法第33条第7項ただし書の取消請求事件の5分の1		
		14 単独事件の24分の4		
		15 刑事部の他の部又は各支部に係る差戻事件（単独）の5分の1		
		16 刑事訴訟法第430条の準抗告事件（同条の例によるとされる不服申立事件を含む。）の5分の1		
		17 裁判官の権限によって処理すべき組織犯罪処罰法第4章及び麻薬特例法第5章に基づく没収保全、追徴保全に関する処分請求事件の5分の1		
		18 組織犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章に基づく国際共助の可否に関する審査請求事件及び国際共助の可否に関する裁判の取消請求事件の各5分の1		
		19 裁判所又は裁判官の権限によって処理すべき組織犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章に基づく国際共助の要請に係る没収保全、追徴保全に関する処分請求事件の5分の1		
		20 組織犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章に基づく令状請求事件の5分の1		
		21 国際司法共助事件（15から17までの事件に該当するものを除く。）の5分の1	第1係 佐 伯 恒 治 第2係 藤 田 まり絵	
		22 入通院処遇事件の9分の1		
		23 付随处遇事件及び競合調整事件の9分の1		
		24 刑事部の他の部又は各支部に係る入通院処遇事件の差戻事件の9分の1		
		25 刑事部の他の部又は各支部に係る上記以外の医療観察法の差戻事件の9分の1		

		26 医療観察法の嘱託による事実調べの9分の1		
		27 刑事部の他の部の裁判官若しくは書記官又は刑事部の他の部が担当する医療観察法の処遇事件の精神保健審判員に対する同法の除斥事件の9分の1		
		28 検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者の指定に関する事務処理（各支部の管内における事件に関する事務処理を含む。）の5分の1		
		29 執行猶予の取消請求事件、起訴前の証拠調請求事件、第1回公判期日前の証人尋問請求事件、刑事訴訟規則第66条の2の期間延長請求事件、証拠保全請求事件及び国内司法共助事件の各5分の1	岸 健 司	
		30 この部の裁判官が担当する医療観察法の処遇事件の鑑定入院命令手続の5分の1		
		31 医療観察法の連戻状の請求の手続の5分の1		
		32 不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件の5分の1		
第2刑事部	判事（総） 江 見 健 一 判事 林 寛 子 判事補 古 関 大 樹	33 裁判官の権限によって処理すべき通信傍受法上の傍受の原記録の保管事務及びこれに随伴する事務（各支部において取り扱うべき事務を含む。）の5分の1	佐 伯 恒 治	
		1～13 第1刑事部の1ないし13に同じ。	江 見 健 一 林 寛 子 古 関 大 樹	月・木
		14 単独事件の24分の5	第1係 江 見 健 一	金
		15 第1刑事部の15に同じ。	第2係 林 寛 子	火
		16～21、28 第1刑事部の16ないし21、28に同じ。	第1係 江 見 健 一 第2係 林 寛 子	
		22 入通院処遇事件の9分の2		
		23 付随処遇事件及び競合調整事件の9分の2		
		24 刑事部の他の部又は各支部に係る入通院処遇事件の差戻事件の9分の2		
		25 刑事部の他の部又は各支部に係る上記以外の医療観察法の差戻事件の9分の2		
		26 医療観察法の嘱託による事実調べの9分の2		
		27 刑事部の他の部の裁判官若しくは書記官又は刑事部の他の部が担当する医療観察法の処遇事件の精神保健審判員に対する同法の除斥事件の9分の2		
		29～32 第1刑事部の29ないし32に同じ。	古 関 大 樹	
		33 第1刑事部の33に同じ。	江 見 健 一	

第3刑事部	判事（総） 井下田 英 樹 判事 深 澤 純 子 判事補 山 本 奈 央	1 ～13 第1刑事部の1ないし13に同じ。	井下田 英 樹 深 澤 純 子 山 本 奈 央	月・金
		14 第2刑事部の14に同じ 15 第1刑事部の15に同じ。	第1係 井下田 英 樹 第2係 深 澤 純 子	水 火
		16 ～28 第2刑事部の16ないし28に同じ。	第1係 井下田 英 樹 第2係 深 澤 純 子	
		29 ～32 第1刑事部の29ないし32に同じ。	山 本 奈 央	
		33 第1刑事部の33に同じ。	井下田 英 樹	
第4刑事部	判事（総） 室 橋 雅 仁 判事 中 川 卓 久 判事補 植 村 そらの	1 ～13 第1刑事部の1ないし13に同じ。	室 橋 雅 仁 中 川 卓 久 植 村 そらの	火・木
		14 第2刑事部の14に同じ 15 第1刑事部の15に同じ。	第1係 室 橋 雅 仁 第2係 中 川 卓 久	水 月
		16 ～28 第2刑事部の16ないし28に同じ。	第1係 室 橋 雅 仁 第2係 中 川 卓 久	
		29 ～32 第1刑事部の29ないし32に同じ。	植 村 そらの	
		33 第1刑事部の33に同じ。	室 橋 雅 仁	
第5刑事部	判事（総） 小 池 健 治 判事 並 河 浩 二 判事補 志 村 塔 子	1 ～13 第1刑事部の1ないし13に同じ。	小 池 健 治 並 河 浩 二 志 村 塔 子	火・水
		14 第2刑事部の14に同じ 15 第1刑事部の15に同じ。	第1係 小 池 健 治 第2係 並 河 浩 二	金 月
		16 ～28 第2刑事部の16ないし28に同じ。	第1係 小 池 健 治 第2係 並 河 浩 二	
		29 ～32 第1刑事部の29ないし32に同じ。	志 村 塔 子	
		33 第1刑事部の33に同じ。	小 池 健 治	

別 記

(即決裁判事件の配付)

- 1 即決裁判事件1件の配付を受けたときは、通常の単独事件2分の1件の配付を受けたものとみなす。ただし、即決裁判手続の申立てが却下され、又は即決裁判手続によって審判する旨の決定が取り消されたときは、事件の配付を受けた部に新たに即決裁判事件1件が配付されたものとみなす。
 - 2 即決裁判事件の配付により単独事件の配付件数に1件に満たない端数が生じた場合においても、その後の単独事件の配付をするについては、その端数を1件とみなす。
- (関連事件の配付・第12条関係)
- 3 同一の犯罪に係る本表の第1刑事部の事務欄16記載の請求事件が第1回公判期日までの間に2以上あったときは、最初の請求事件を配付した部に後の請求事件を配付する。
 - 4 同一の共助犯罪に係る本表の第1刑事部の事務欄17から19までに記載の請求事件が2以上あったときは、最初の請求事件を配付した部に後の請求事件を配付する。
 - 5 本表の第1刑事部の事務欄33記載の原記録が同一の犯罪に関し2回以上提出されたときは、最初に提出された原記録の保管裁判官が後に提出された原記録の保管事務等を担当する。
 - 6 第11条第3項並びに本表裁判官の配置欄及び担当裁判官欄の記載にかかわらず、本庁の刑事部以外に配置される裁判官に裁判員対象事件の一部を担当させる必要があるときは、所長があらかじめ裁判官及び事件を定めて、当該裁判官を当該事件の係属する間に限りその配付された部に填補させ、これを担当させることができる。

別表第3 本庁の開廷日割り

法廷	月	火	水	木	金
101号 合議(48)	3民 倒産関係、人身保護、DV	家裁 (人訴係)	2民合議	家裁 (人訴係)	6民合議
102号 単独(23)	1刑	5民4係	4刑	5刑	民事部
103号 ラウンド法廷	地家裁 (ビ デ オ リ ン ク 対 応 法 廷)				簡裁民事・地家裁 ※1
104号 単独(23)	簡裁刑事	簡裁民事	簡裁民事	簡裁刑事	1刑
105号 合議(58)	3民 倒産関係、人身保護、DV	6民3係	4民合議	1民合議	5民合議
201号 裁判員(48)	3刑合議	3刑	3刑合議	3刑合議	3刑合議
202号 裁判員(48)	2刑合議	2刑合議	2刑合議	2刑	2刑合議
301号 裁判員(82)		5刑合議	5刑合議	5刑	
302号 裁判員(36)	5刑合議	3刑	1刑	2刑	5刑合議
401号 ラウンド法廷	簡裁民事	簡裁民事	簡裁民事	簡裁民事	簡裁民事
402号 ラウンド法廷	3民	3民	3民	3民	3民
403号 裁判員(48)	1刑合議	1刑合議	1刑合議	1刑合議	1刑
404号 裁判員(48)	4刑合議	4刑合議	4刑	4刑合議	4刑合議
501号 単独(18)	5民3係	5民2係	5民3係	5民2係	2民2係
502号 単独(18)	2民3係	2民2係	家裁 (人訴係)	2民3係	4民3係
503号 合議(18)	1民2係	5民1係	1民2係	5民4係	2民1係
504号 合議(18)	4民2係	6民2係	1民3係	6民3係	4民1係
505号 合議(18)	6民1係	1民1係	6民1係	4民3係	家裁 (人訴係)
506号※2 ラウンド法廷	1民	1民	1民	1民	1民
	2民	2民	2民	2民	2民
507号※2 ラウンド法廷	5民	5民	5民	5民	5民
	4民・6民	4民・6民	4民・6民	4民・6民	4民・6民

※1 午前簡裁民事、午後地家裁

※2 上段の部が使用について管理

別表第4 本庁における裁判事務を代理すべき裁判官の定め

1 民 事 部

(1) 代理を必要とする部が第3民事部以外の民事部であるとき

ア 1月1日から7月20日までの間及び9月1日から12月31日までの間

代理を必要とする部	代理をする部の裁判官	
	第1順位	第2順位
第1民事部	第2民事部	第3民事部
第2民事部	第1民事部	第3民事部
第4民事部	第5民事部	第3民事部
第5民事部	第6民事部	第3民事部
第6民事部	第4民事部	第3民事部

イ 7月21日から8月31日までの間

代理を必要とする部	代理をする部の裁判官	
	第1順位	第2順位
第1民事部	第5民事部 又は第6民事部	第3民事部
第2民事部	第5民事部	第3民事部
第4民事部	第6民事部	第3民事部
第5民事部	第2民事部	第3民事部
第6民事部	第1民事部 又は第4民事部	第3民事部

(2) 代理を必要とする部が第3民事部であるとき

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第6民事部の裁判官が
順次代理する。

2 刑 事 部

(1) 1月1日から7月20日までの間及び9月1日から12月31日までの間

代理を必要とする部	代理をする部の裁判官	
	第1順位	第2順位
第1刑事部	第2刑事部	第3刑事部
第2刑事部	第3刑事部	第4刑事部
第3刑事部	第4刑事部	第5刑事部
第4刑事部	第5刑事部	第1刑事部
第5刑事部	第1刑事部	第2刑事部

(2) 7月21日から8月31日までの間

代理を必要とする部	代理をする部の裁判官	
	第1順位	第2順位
第1刑事部	第3刑事部	第2刑事部
第2刑事部	第1刑事部 又は第3刑事部	第4刑事部 又は第5刑事部
第3刑事部	第1刑事部	第2刑事部
第4刑事部	第5刑事部	第2刑事部
第5刑事部	第4刑事部	第2刑事部

3 民事部及び刑事部間の代理

前2項の定めでは裁判事務の代理をすることができないとき又は困難であるときは、民事部の裁判事務を刑事部の裁判官が、刑事部の裁判事務を民事部の裁判官がそれぞれ代理する。

別表第5 川越支部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

部	裁判官の配置	事 務	担当裁判官	開廷曜日
第1部	判事（支部長） 男 澤 聡 子 (兼) 判事 武 田 美和子	1 刑事合議事件（差戻事件（合議）を除く。） 2 組織的犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章の国際共助の審査請求事件、国際共助の裁判の取消請求事件	片 岡 理 知 酒 井 絢 子 秋 保 春 菜	金
	判事 本 間 敏 広 (兼) 判事 西 村 真 人	3 刑事単独事件（差戻事件（単独）を除き、即決裁判事件を含む。）	片 岡 理 知 酒 井 絢 子	月・火 ・水・ 木・金
	判事 片 岡 理 知 (兼) 判事 南 部 潤一郎 (兼) 判事 飯 塚 素 直	4 刑事訴訟法第429条の準抗告事件 5 児童福祉法による一時保護状請求却下の裁判に対する同法第33条第7項ただし書の取消請求事件	男 澤 聡 子 武 田 美和子 本 間 敏 広 西 村 真 人 片 岡 理 知 南 部 潤一郎 飯 塚 素 直 瀧 川 和歌子 高 橋 玄 酒 井 絢 子 秋 保 春 菜	随時
	判事 瀧 川 和歌子 判事 高 橋 玄 判事 酒 井 絢 子 (兼) 判事補 大 井 友 貴	6 刑事訴訟法第430条の準抗告事件	片 岡 理 知	随時
	判事補 柏 木 桃 子 (兼) 判事補 辻 沙穂里 判事補 秋 保 春 菜 (兼) 判事補 東 影 将 希	7 第1回公判期日前の被告人の勾留に関する処分に係る事件、被疑者の国選弁護に係る事務処理、組織的犯罪処罰法第4章及び第6章並びに麻薬特例法第5章及び第6章の没収保全及び追徴保全に関する処分を求める申立事件、組織的犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章並びに児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づく令状請求事件	男 澤 聡 子 本 間 敏 広 片 岡 理 知 瀧 川 和歌子 高 橋 玄 酒 井 絢 子 秋 保 春 菜	随時
		8 1から7までの事件を除く刑事事件（第1部及び管内簡易裁判所の裁判官に対する忌避及び回避事件を除く。）、第2部の裁判官に対する除斥、忌避及び回避事件並びに民事調停法第9条2項に基づく除斥事件	男 澤 聡 子 本 間 敏 広 片 岡 理 知 瀧 川 和歌子 高 橋 玄 酒 井 絢 子 秋 保 春 菜	随時
		9 医療観察法に関する事件（差戻事件を除き、鑑定入院命令手続を含む。）	片 岡 理 知 酒 井 絢 子 秋 保 春 菜	随時
		10 医療観察法に関する事件のうち鑑定入院命令手続、不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件	秋 保 春 菜	随時

第2部	判事(総) 武田美和子 (兼)判事(支部長) 男澤聡子 (兼)判事 本間敏広	1 民事合議事件、人身保護事件	武田美和子 西南村真 飯部潤一郎 辻塚素直	木
	判事 西村真人 (兼)判事 片岡理知	2 民事通常事件、手形小切手事件、再審事件	武田美和子 西南村真 飯部潤一郎 塚素直	月・火 ・水・ 木・金
	判事 南部潤一郎	3 民事非訟事件(5の事件を除く。)、商事非訟事件(特別清算事件を除く。)、過料事件	武田美和子	随時
	判事 飯塚素直 (兼)判事 瀧川和歌子 (兼)判事 高橋玄 (兼)判事 酒井絢子	4 保全事件のうち口頭弁論を経る事件及び保全異議事件、保全取消事件	男澤聡子	随時
	判事補 大井友貴 (兼)判事補 柏木桃子	5 借地非訟事件、調停事件	男澤聡子	随時
	判事補 辻沙穂里 (兼)判事補 秋保春菜 判事補 東影将希	6 破産事件、特別清算、再生事件、会社更生事件	武田美和子 本間村真 西南村潤一郎 飯部塚素直 辻塚素直	随時
		7 民事執行事件(8の事件を除く。)	武田美和子 男澤聡子 西南村真 飯部潤一郎 辻塚素直	随時
		8 債権及びその他の財産権に対する執行事件、間接強制事件、代替執行事件、財産開示事件	武田美和子 本間村真 西南村潤一郎 飯部塚素直 辻秋保春菜	随時
		9 証拠保全事件、提訴前の証拠収集処分	辻秋保 沙穂里 春菜	随時
		10 保全命令事件(4の事件を除く。)、配偶者暴力等に関する保護命令事件	武田美和子 男澤聡子 西村真 片岡理知 南飯部潤一郎 飯塚素直 酒井絢子 辻沙穂里 秋保春菜	随時
		11 1から10までの事件を除く民事事件(第2部の裁判官に対する除斥及び忌避事件を除く。)、第1部及び管内簡易裁判所の裁判官に対する除斥、忌避及び回避事件	武田美和子 西南村真 飯部潤一郎 辻塚素直	随時

別記

執務時間外における令状事件(地方裁判所に請求できない事件を除く。)及び被疑者の国選弁護に係る事務処理は、本庁において、毎月(ただし、年末年始及びそれに接着する閉庁日については別途)あらかじめ所長が定める当番表により指定する裁判官が担当する。

別表第6 越谷支部、熊谷支部及び秩父支部の裁判官の配置及び裁判事務の分配

支部	裁判官の配置	事 務	担当裁判官
越谷	判事（支部長） 飯塚圭一	1 民事通常事件、手形小切手事件、民事再審事件、提訴前の証拠収集処分	森淳子 杉浦正典 玉本恵美子 北村ゆり
	判事 森淳子	2 証拠保全事件	杉浦正典 玉本恵美子 北村ゆり 伊東智和
	判事 杉浦正典	3 債権及びその他の財産権に対する執行事件	飯塚圭一 北村ゆり 伊東智和
	判事 玉本恵美子	4 不動産に対する執行事件	飯塚圭一 森淳子 杉浦正典 玉本恵美子
	判事 北村ゆり	5 3及び4の事件を除く民事執行事件、会社更生事件、過料事件	杉浦正典 玉本恵美子
	判事 伊東智和	6 民事非訟事件、借地非訟事件、商事非訟事件	杉浦正典 玉本恵美子
	判事 本間明日香	7 破産事件、再生事件	杉浦正典 玉本恵美子 北村ゆり
	判事 鈴木美智子	8 調停事件	飯塚圭一
	判事補 奥山拓哉	9 保全命令事件・保全異議・保全取消事件	森淳子 杉浦正典 玉本恵美子 北村ゆり 伊東智和
		10 配偶者暴力等に関する保護命令事件	森淳子 杉浦正典 玉本恵美子 北村ゆり 伊東智和 奥山拓哉
		11 1から10までの事件を除く民事事件	杉浦正典 玉本恵美子
		12 刑事単独事件（差戻事件及び13から16までの事件を除く。）	伊東智和 奥山拓哉
		13 即決裁判事件（即決裁判手続によって審判する旨の決定取消後の事件も含む。）	伊東智和 奥山拓哉
		14 刑事再審事件、組織的犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章の国際共助の審査請求事件、国際共助の裁判の取消請求事件、不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件	
		15 令状事件（地方裁判所に請求できない事件を除き、付随事件を含む。）、組織犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章に基づく令状請求事件、第1回公判期日前の被告人の勾留に関する処分、被疑者の国選弁護に係る事務処理のうち複数選任に係るもの、執行猶予取消事件、刑事訴訟法第430条の準抗告事件、起訴前の証拠調べ請求事件並びに証拠保全請求事件	森淳子 杉浦正典 玉本恵美子 北村ゆり

		16 裁判官の権限によって処理すべき組織的犯罪処罰法第4章及び麻薬特例法第5章の没収保全、追徴保全に関する処分を求める申立事件、裁判所又は裁判官の権限によって処理すべき組織的犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章の国際共助の要請に係る没収保全、追徴保全に関する処分を求める申立事件	
		17 13から16までの事件を除く刑事事件、医療観察法に関する事件（差戻事件を除き、鑑定入院命令手続を含む。）	伊 東 智 和 奥 山 拓 哉
別 記			
1 「事務」欄に掲げる1、2、3、4、6、7、9、10、12及び13の事件は、受理の順序により「担当裁判官」欄に掲げる裁判官の協議によりあらかじめ定める割合に応じて配付し、5、11、14及び17の事件は、「担当裁判官」欄に掲げる裁判官の協議により担当裁判官を定める。			
2 本案申立時に申し立てられた保全命令事件、既に本案が申し立てられている保全命令事件は、本案を担当している裁判官に配付する。			
3 保全異議・保全取消事件は、対象となる保全命令を発した裁判官以外の裁判官に配付する。			
4 15及び16の事件は、当番として受理した日により担当裁判官に配付する。			
5 執務時間外における令状事件（地方裁判所に請求できない事件を除く。）及び被疑者の国選弁護に係る事務処理は、本庁において、毎月（ただし、年末年始及びそれに接する閉庁日については別途）あらかじめ所長が定める当番表により指定する裁判官が担当する。			
熊谷	判事（支部長） 佐々木 直 人 判事 岡 田 慎 吾 判事 齊 藤 学 判事 兼 田 由 貴 判事 川 村 理 判事 岡 井 麻奈美 判事補 藤 田 一 真 判事補 奥 山 拓 哉 判事補 徳 橋 宏 信	1 民事合議事件、人身保護事件	岡 田 慎 吾 齊 藤 学 兼 田 由 貴 川 村 理 徳 橋 宏 信
		2 民事通常事件、手形小切手事件、借地非訟事件、再審事件、調停事件	岡 田 慎 吾 齊 藤 学 兼 田 由 貴 川 村 理
		3 保全異議・保全取消事件	藤 田 一 真
		4 破産事件、再生事件、会社更生事件、商事非訟事件（特別清算事件に限る。）	岡 田 慎 吾 藤 田 一 真
		5 商事非訟事件（特別清算事件を除く。）、民事非訟事件	川 村 理 岡 井 麻奈美
		6 過料事件	兼 田 由 貴
		7 担保権の実行事件（9、10の事件を除く。）、強制執行事件（10の事件を除く。）	岡 田 慎 吾 岡 井 麻奈美
		8 財産開示事件、第三者からの情報取得事件	藤 田 一 真 徳 橋 宏 信
		9 担保不動産収益執行事件	岡 田 慎 吾
		10 担保権の実行事件（（ナ）の事件及び動産競売開始許可事件）、債権及びその他の財産権に対する強制執行事件	岡 田 慎 吾 川 村 理
		11 保全命令事件	川 村 理 徳 橋 宏 信

12 配偶者暴力等に関する保護命令事件	岡田慎吾 川村理 岡井麻奈美 徳橋宏信
13 証拠保全事件、訴え提起前における証拠収集事件	徳橋宏信
14 1 から13までの事件を除く民事事件	岡田慎吾 齊藤由貴 兼田由貴 川村理 岡井麻奈美 徳橋宏信
15 刑事合議事件（差戻事件を除く。）、組織的犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章の国際共助の審査請求事件、国際共助の裁判の取消請求事件	佐々木直人 岡井麻奈美 徳橋宏信
16 刑事単独事件（差戻事件を除く。）、15及び17から25までの事件を除く刑事事件	佐々木直人 岡井麻奈美
17 即決裁判事件	
18 刑事合議事件についての第1回公判期日前の被告人の勾留に関する処分	齊藤学 藤田一真
19 刑事単独事件の第1回公判期日前の被告人の勾留に関する処分、起訴前の証拠調べ事件、証拠保全事件	齊藤学 藤田一真 徳橋宏信
20 15を除く共助事件、不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件	徳橋宏信
21 裁判官の権限により処理すべき組織的犯罪処罰法第4章及び第6章並びに麻薬特例法第5章及び第6章の保全請求事件（取消請求事件を含む。）並びにこれらの処分に付随する処分を求める申立事件、組織的犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章に基づく令状請求事件、医療観察法に関する事件のうち鑑定入院命令手続、執行猶予取消事件	
22 医療観察法に関する事件（差戻事件を除き、鑑定入院命令手続を含む。）	佐々木直人
23 熊谷支部若しくは秩父支部又は熊谷支部若しくは秩父支部管内簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件、同法430条の準抗告事件	佐々木直人 岡田慎吾 齊藤由貴 兼田由貴 川村理 岡井麻奈美 藤田一真 徳橋宏信
24 熊谷支部若しくは秩父支部又は熊谷支部若しくは秩父支部管内簡易裁判所の裁判官に対する除斥、忌避事件（刑事の回避事件を含む。）及び熊谷支部若しくは秩父支部における民事調停法9条2項による除斥事件	
25 熊谷支部若しくは秩父支部又は熊谷支部若しくは秩父支部管内簡易裁判所の裁判官がした児童福祉法による一時保護状請求却下の裁判に対する同法第33条第7項ただし書の取消請求事件	
別記 1 「事務」欄に掲げる2、10、11、12、16及び17の事件は、受理の順序により、「担当裁判官」欄に掲げる裁判官の協議によりあらかじめ定める割合に応じて各担当裁判官に配付し、1、4、7、14、19、23、24及び25の事件は、「担当裁判官」欄に掲げる裁判官の協議により担当裁判官を定める。 2 本案申立時に申し立てられた保全命令事件は、本案を担当している裁判官に配付する。 3 執務時間外における令状事件（地方裁判所に請求できない事件を除く。）、被疑者の国選弁護に係る事務処理及び第1回公判期日前の被告人の勾留に関する処分に係る事件は、年末年始及びそれに接着する閉庁日以外の日について、毎月あらかじめ支部長が定める当番表により、熊谷支部に補職されている裁判官及び所長が指定する裁判官が担当する。 4 執務時間外において前項の事務を担当する裁判官は、執務時間外における秩父支部の令状事件（地方裁判所に請求できない事件を除く。）及び被疑者の国選弁護に係る事務処理をも担当する。 5 年末年始及びそれに接着する閉庁日における令状事件（地方裁判所に請求できない事件を除く。）及び被疑者の国選弁護に係る事務処理は、本庁において、所長が定める当番表により指定する裁判官が担当する。	

6 熊谷支部の刑事訴訟法429条の準抗告処理を同支部所属裁判官で行うことが困難である場合には、所長は、本庁の裁判官からその事務を代理して行う者を指名することができる。			
秩父	(兼) 判事 (支部長) 兼 田 由 貴	民事事件、刑事事件（令状事件（地方裁判所に請求できない事件を除く。）を含み、差戻事件を除く。）	兼 田 由 貴

別表第7 越谷支部、熊谷支部及び秩父支部の開廷の日割り

支部	裁判官	開廷曜日				
		合議		単独		調停
		民事	刑事	民事	刑事	
越谷	森 淳 子			火、金		
	杉 浦 正 典			木、 火(管財、同廃、再生)、金(集会)		
	玉 本 恵美子			木、 火(管財、同廃、再生)、金(集会)		
	北 村 ゆ り			月、 火(管財、同廃)、金(集会)		
	伊 東 智 和				月、 水(偶数週)、 金(偶数週・午前)	
	奥 山 拓 哉				火、水、木、 金(偶数週・午前)	
熊谷	岡 田 慎 吾 齊 藤 学 兼 田 由 貴 川 村 理 徳 橋 宏 信	月				
	佐々木 直 人 岡 井 麻奈美 徳 橋 宏 信		火			
	岡 田 慎 吾			水		随時
	川 村 理			火		随時
	齊 藤 学			木		随時
	兼 田 由 貴			木		随時
	佐々木 直 人				水、金	
	岡 井 麻奈美				月、木	
	兼 田 由 貴			水、金	水	水、金
秩父	兼 田 由 貴			水、金	水	水、金

別表第8 管内簡易裁判所の裁判官の配置及び裁判事務の分配

簡裁	裁判官の配置	事 務	担当裁判官
さい たま	(司) 山 田 千 秋 佐 宗 弘 貴 小 林 広 志 (代)松 田 幸 忠	1 民事訴訟事件（2、3の事件を除き、民事調停法20条1項による調停事件を含む。）	佐 宗 弘 貴 (2分の1) 小 林 広 志 (2分の1)
		2 少額訴訟事件	山 田 千 秋 (3分の1)
		3 民事訴訟事件のうち、交通事故に関する事件（交通事故による損害賠償請求事件及び自動車事故責任保険金請求事件。民事調停法20条1項による調停事件を含む。）	佐 宗 弘 貴 (3分の1) 小 林 広 志 (3分の1)
		4 調停事件（民事調停法20条1項による調停事件を除く。）	山 田 千 秋 (9分の8、但し調停官分を含む) 佐 宗 弘 貴 (9分の1)
		5 保全事件	山 田 千 秋 (3分の1) 佐 宗 弘 貴 (3分の1) 小 林 広 志 (3分の1)
		6 1から5までの事件を除く民事事件	山 田 千 秋 佐 宗 弘 貴 小 林 広 志
		7 刑事訴訟事件及び他の裁判官のした略式命令に対する正式裁判申立事件	山 田 千 秋
		8 令状事件（簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検搜索許可状請求事件を除く。）及び被疑者の国選弁護に係る事務処理	山 田 千 秋 (10分の2) 佐 宗 弘 貴 (10分の3)
		9 略式事件（三者処理による交通切符事件を除く。）	小 林 広 志 (10分の3) 松 田 幸 忠 (10分の2)
		10 三者処理による交通切符事件	佐 宗 弘 貴 (2分の1) 小 林 広 志 (2分の1)
		11 7の裁判官のした略式命令に対する正式裁判申立事件	小 林 広 志
		12 7から11までの事件を除く刑事事件（不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件を含む。）	山 田 千 秋 佐 宗 弘 貴 小 林 広 志
別 記			
1 執務時間外における令状事件（簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検搜索許可状請求事件を除く。）、被疑者及び 第1回公判期日前の被告人の勾留に関する処分に係る事件並びに被疑者の国選弁護に係る事務処理は、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、管内各簡易裁判所（熊谷、本庄及び秩父の各簡易裁判所を除く。）に補職されている簡易裁判所判事並びにさいたま地方裁判所（熊谷及び秩父の各支部を除く。）に補職されている判事及び判事補（簡易裁判所判事の発令のない判事補を除く。）が担当する。			
2 前項の事務を担当する裁判官は、管内各簡易裁判所（さいたま簡易裁判所を除く。）の執務時間外における令状事件（簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検搜索許可状請求事件を除く。）及び被疑者の国選弁護に係る事務処理（年末年始及びそれに接着する閉庁日以外の日については、熊谷、本庄及び秩父の各簡易裁判所のこれらの事件を除く。）をも担当する。			

川口	稗田俊彦 (代)井上修一 (代)宮下次 (代)進藤園生 (代)沓水一隆	1 民事訴訟事件、民事調停事件及び民事保全事件。刑事事件（略式事件のうち[]以外に請求があった在庁略式事件、令状事件（付随事件を含み、簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。）（[]を除く。）のほか2以外の事件）	稗田俊彦
		2 刑事訴訟事件、略式事件（[]に請求があった在庁略式事件）、令状事件（付随事件を含み、簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。）（[]）	井上修一
		3 過料事件、略式事件（[]に請求があった在庁略式事件）、令状事件（付随事件を含み、簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。）（[]）	宮下次 (3分の1)
			進藤園生 (3分の1)
			沓水一隆 (3分の1)
大宮	(司) 菊池則明 竹内山純 嶋山見勇 二	1 民事訴訟事件	竹内尚 (3分の1) 嶋山純一 (3分の1) 二見勇二 (3分の1)
		2 少額訴訟事件（異議事件を含む。）	竹内尚 (3分の1) 嶋山純一 (3分の1) 二見勇二 (3分の1)
		3 調停事件、過料事件	菊池則明
		4 保全事件	竹内尚 (3分の1) 嶋山純一 (3分の1) 二見勇二 (3分の1)
		5 1から4までの事件を除く民事事件	竹内尚 (3分の1) 嶋山純一 (3分の1) 二見勇二 (3分の1)
		6 刑事訴訟事件及び不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件	菊池則明

別記			
令状事件（[]）につき、2の裁判官が刑事公判等で差支えの場合には、1の裁判官が代理する。			
略式事件（在宅略式事件）につき、4の事務分配割合にかかわらず、月のてん補回数、刑事公判の開廷状況等により調整する。			

		7 他 の裁判官のした略式命令に対する正式裁判申立事件	菊池 則 明
		8 令状事件（簡易裁判所に請求できない事件、児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件、勾留請求事件及び勾留延長請求事件を除く。）	菊池 則 明 (15分の3)
			竹 内 尚 (15分の4)
			畠 山 純 一 (15分の4)
	9 6から8までの事件を除く刑事事件	二 見 勇 二 (15分の4)	
		竹 内 尚 (3分の1)	
		畠 山 純 一 (3分の1)	
	二 見 勇 二 (3分の1)		
久喜	松 田 幸 忠 (代)竹 内 尚 (代)畠 山 純 一 (代)二 見 勇 二	1 民事事件、刑事事件（令状事件（簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。）を含み、 2の事件を除く。）	松 田 幸 忠
		2 略式命令に対する正式裁判申立事件	竹 内 尚 (3分の1)
			畠 山 純 一 (3分の1)
			二 見 勇 二 (3分の1)
越谷	(司) 飯 塚 圭 一 飯 宮 進 沓 水 藤 園 一 次 生 隆	1 民事訴訟事件 2 少額訴訟事件（異議事件を含む。） 3 調停事件	宮 下 一 次 (3分の1)
		4 保全事件	進 藤 園 生 (3分の1)
			沓 水 一 隆 (3分の1)
			宮 下 一 次 進 藤 園 生 沓 水 一 隆
		5 過料事件 6 1から5までの事件を除く民事事件	宮 下 一 次 (3分の1)
			進 藤 園 生 (3分の1)
			沓 水 一 隆 (3分の1)
		7 刑事訴訟事件（12の事件を除く。） 8 三者処理による交通切符事件 9 在宅略式事件	宮 下 一 次 (3分の1)
			進 藤 園 生 (3分の1)
			沓 水 一 隆 (3分の1)
		10 令状事件（付随事件を含み、簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。） 11 第1回公判期日前の勾留に関する処分、執行猶予取消事件	宮 下 一 次 進 藤 園 生 沓 水 一 隆
		12 他 の裁判官のした略式命令に対する正式裁判申立事件	宮 下 一 次 進 藤 園 生 沓 水 一 隆

		13 7から12までの事件を除く刑事事件（不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件を含む。）	宮 下 一 次 (3分の1) 進 藤 園 生 (3分の1) 沓 水 一 隆 (3分の1)
別 記 「事務」欄に掲げる4、10及び11の事件は、受理した日の当番裁判官に配付する。			
川 越	(司) 男 澤 聡 子 長谷川 浩 一 金 井 孝 夫	1 民事訴訟事件、その他民事事件（2から4までの事件を除く。） 2 少額訴訟事件（異議事件を含む。） 3 調停事件 4 起訴前の和解事件、保全事件、証拠保全事件、過料事件 5 刑事訴訟事件（6から9までの事件を除く。） 6 他の裁判官のした略式命令に対する正式裁判申立事件 7 第1回公判期日前の勾留に関する処分に係る事件 8 略式事件、執行猶予取消事件、不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件 9 令状事件（付随事件を含み、簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。）、被疑者の国選弁護に係る事務処理	長谷川 浩 一 (2分の1) 金 井 孝 夫 (2分の1)
別 記 執務時間内における略式事件及び令状事件は、「担当裁判官」欄記載の裁判官のほか、川越簡易裁判所に補職されている簡易裁判所判事で、支部長が指定する者が担当する。			
飯 能	高 橋 英 明 (代)長谷川 浩一	1 民事事件、刑事事件（令状事件（簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。）を含み、2の事件を除く。） 2 略式命令に対する正式裁判申立事件	高 橋 英 明 長谷川 浩 一
所 沢	御 家 祝 弘 (代)高 橋 英 明	1 民事訴訟事件 2 少額訴訟事件（異議事件を含む。） 3 調停事件 4 訴訟前の和解事件 5 1から4までの事件を除く民事事件 6 三者処理による交通切符事件 7 6の事件を除く略式事件 8 他の裁判官のした略式命令に対する正式裁判申立事件 9 令状事件（簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。）及び被疑者の国選弁護に係る事務処理 10 6から9までの事件を除く刑事事件（不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件を含む。）	御 家 祝 弘 (2分の1) 高 橋 英 明 (2分の1) 御 家 祝 弘 (10分の9) 高 橋 英 明 (10分の1) 御 家 祝 弘 御 家 祝 弘 御 家 祝 弘 御 家 祝 弘 御 家 祝 弘 (10分の9) 高 橋 英 明 (10分の1) 御 家 祝 弘
別 記 「事務」欄に掲げる6の事件は、「担当裁判官」欄に掲げる裁判官の協議により担当裁判官を定める。			

熊谷	(司) 佐々木 直人 藤田 橋 宏 信 徳橋 下 直 樹 岡郷 文 規	1 民事訴訟事件 2 少額訴訟事件（異議事件を含む。） 3 調停事件 4 起訴前の和解事件、保全事件、証拠保全事件、過料事件 5 1から4までの事件を除く民事事件 6 7から10までの事件を除く刑事事件（不起訴被疑者等の訴訟費用負担事件を含む。） 7 在宅略式事件 8 三者処理による交通切符事件 9 他の裁判官のした略式命令に対する正式裁判申立事件 10 執行猶予取消事件	岡下直樹 (2分の1) 西郷文規 (2分の1)
		11 令状事件（付随事件を含み、簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。）及び被疑者の国選弁護に係る事務処理 12 在庁略式事件（三者処理による交通切符事件を除く。）	藤田一真 徳橋宏信 岡下直樹 西郷文規
別記 1 「事務」欄に掲げる11及び12の事件は、「担当裁判官」欄に掲げる裁判官の協議により担当裁判官を定める。 2 執務時間外における令状事件、被疑者の国選弁護に係る事務処理及び第1回公判期日前の勾留に関する処分に係る事件は、年末年始及びそれに接着する開庁日以外の日について、毎月あらかじめ支部長が定める当番表により、さいたま、熊谷、本庄及び秩父の各簡易裁判所に補職されている簡易裁判所判事が担当する。 3 前項の事務を担当する裁判官は、本庄及び秩父の各簡易裁判所の執務時間外における令状事件、被疑者の国選弁護に係る事務処理及び警察官職務執行法第3条による保護許可状請求事件をも担当する。			
本庄	樋口博一 (代)岡下直樹	1 民事事件、刑事事件（令状事件（簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。）を含み、2の事件を除く。）	樋口博一
		2 略式命令に対する正式裁判申立事件	岡下直樹
秩父	(司)兼田由貴 井上修一	1 民事事件、刑事事件（令状事件（簡易裁判所に請求できない事件及び児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状請求事件を除く。）を含み、2の事件を除く。）	井上修一
		2 略式命令に対する正式裁判申立事件	兼田由貴

別記

- （代）を冠記した裁判官は、裁判所法第36条1項の規定に基づき、当該簡易裁判所の裁判官の職務を代行するものである。
- 略式命令に対する正式裁判申立事件を担当する裁判官は、略式不相当と判断された事件をも担当する。

別表第9 管内簡易裁判所の開廷の日割り

簡裁	裁判官	開廷曜日			
		民事	刑事	調停	交通切符 (三者処理の分)
さい たま	山 田 千 秋	月、木	月、木	火、 金(民事調停官)	
	佐 宗 弘 貴	水		金	木
	小 林 広 志	火			木
川口	稗 田 俊 彦	火、木		月、水	
	井 上 修 一		金(奇数週)		
大宮	菊 池 則 明		火、木	月、金	
	畠 山 純 一	火			
	竹 内 尚	水			
	二 見 勇 二	木			
久喜	松 田 幸 忠	水、少額火	火	月	
越谷	進 藤 園 生	火	月	木	木(隔週)
	宮 下 一 次	水	月	木	木(隔週)
	沓 水 一 隆	金	月	水	木(隔週)
川越	長谷川 浩 一	火	金(第2、第4、第5)	木(第2、第4、第5)	
	金 井 孝 夫	水	金(第1、第3、第5)	木(第1、第3、第5)	
飯能	高 橋 英 明	月、木、金(隔週)	月	月、木、金(隔週)	
所沢	御 家 祝 弘	木(少額を含む。)	金	月、金	火(月2回)
	高 橋 英 明	水(少額を含む。)		金	
熊谷	西 郷 文 規	月	火	火、水、木	木(月1回)
	岡 下 直 樹	金	火	火、水、木	木(月1回)
本庄	樋 口 博 一	木、第2及び第4金(少額)	火、金	火、水	
秩父	井 上 修 一	月	火	木	

(注)

1 「少額」は、専ら少額訴訟手続を行う開廷曜日を表示するものである。

2 久喜、川越、飯能、所沢、本庄及び秩父の各簡易裁判所において、略式命令に対する正式裁判申立事件(略式不相当とされた事件を含む。)を担当する裁判官は、随時開廷するものとする。

別表第 1 0 管内簡易裁判所の裁判事務の代理順序

	さいたま	川口	大宮	久喜	越谷	川越	飯能	所沢	熊谷	本庄	秩父
第 1 順位	川口	さいたま	さいたま	大宮	さいたま	飯能	川越	川越	秩父	熊谷	熊谷
第 2 順位	久喜	大宮	久喜	越谷	川口	所沢	所沢	飯能	本庄	秩父	本庄

(注)

裁判官が 2 人以上配置されている簡易裁判所においては、代理すべき裁判官は、当該簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が指定する。

別表第 1 1 所長に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

第 1 順位	判 事	佐 伯 恒 治
第 2 順位	判 事	眞 鍋 美穂子

別表第 1 2 川越支部の支部長に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

第 1 順位	判 事	武 田 美和子
第 2 順位	判 事	本 間 敏 広
第 3 順位	判 事	西 村 真 人